

平成25年度第5回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成26年(2014年)1月29日(水)

13:30~16:30

場 所 滋賀県庁北新館5階 5-B会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称) 平和堂新日野店

(仮称) ホームプラザナフコ日野店

(仮称) ホームプラザナフコ土山店

(仮称) クスリのアオキ幸町店

3 その他

4 閉 会

[午後 1時30分 開会]

1 開 会

(挨拶 記録省略)

2 議 題

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：はい、ありがとうございました。

ここまでの説明で、質問等ございますでしょうか。

○委員：今、事務局が説明してくれた42ページの最後のところ、こちらで見ていたら騒音予測地点のAやBが、どこに書いてあるかわからないんです。

○事務局：43ページの方に。

○委員：失礼しました。これでよくわかります。

○会長：よろしいでしょうか。

他、ございませんでしょうか。

(仮称) 平和堂新日野店

○会長：それでは、建物設置者から説明をお願いしたいと思います。

まず、(仮称) 平和堂新日野店の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

○会長：本日はありがとうございます。

それでは、(仮称) 平和堂新日野店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

○設置者：今日は平和堂新日野店の御審議を、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、説明させていただきます。

○会長：お願いします。

○設置者：それでは、周辺への配慮事項等につきまして、御説明させていただきます。

まず、周辺交通への影響と配慮事項について御説明いたします。

本店舗は、日野町全域と蒲生町の一部を商圈として想定しております。この商圈につきまして、別添図面1に記載してございますとおり、全体7つのエリアに区分させていただきます。来退店経路というものを設定させていただきました。

店舗周辺の経路につきましては、別添図面2あるいは交通予測資料の3ページに書いてございますが、概ね各エリアからは松尾北交差点と河原西交差点、この2つの交差点を経由して来退店されます。

計画段階の配慮といたしましては、国道307号に面した3つの出入口がございますが、この交差点に最も近い出入口③、それから対向車線の車線が減少しております出入口②、この2つの出入口につきましてはセンターポールを設置しまして、右折での入退場を禁止しまして安全を確保しております。また、入場車両を素早く取り込めるように、場内通路をできるだけ直線的に出入口の方に繋げております。また、チラシ等による来退店経路の周知の徹底、それから出入口での速やかな入退場と円滑な場内通行に十分留意した交通整理員の配置を行います。

これらの交差点につきまして、開店後の交通解析をいたしましたところ、届出書に記載しましたとおり、各交差点の需要率は0.4を下回ったということで、本店舗への来店交通は十分に処理可能と考えられます。ただ、近接地区にホームプラザナフコ日野店がほぼ同時期に開店されるということで、この松尾北交差点につきまして、お互いの発生交通量を加味しまして交差点解析を行いましたところ、需要率は0.5を下回ったんですけども、平日のピーク時、国道477号を西から流入する左折・直進の車線で交通容量比が1.0を超えるという結果が出てまいりました。

この結果につきまして、所轄の東近江警察署、それから東近江土木事務所と協議させていただきましたところ、まずチラシによる経路の周知などの事前の対策をしっかり行うよう指導をいただきました。開店後につきましては、東近江署の方で状況を確認しまして、必要に応じて対策をされるとのことでした。

交通に関しては、以上になります。

続いて、騒音対策につきまして、騒音の予測地点は、別添図面3に記載しましたとおり、東側の農地に面した箇所2地点、北側の出雲川に面した箇所2地点、それから国道307号および国道477号に面した出入口付近で、それぞれ1カ所ずつ設定しております。

このうち、敷地北側について、外周道路は出雲川の堤防と、ほぼ同じ高さとなっております。予測地点CおよびDは、図上では堤防の下になっているのですが、民家が立地する際に、かさ上げされるだろうと。そういう可能性がございますので、予測の際の地上高さというのは店舗と同じとさせていただいております。

計画段階の配慮としましては、できるだけ低騒音型の機器を選択する。それから、冷凍庫室外機等、騒音の大きな機器については屋上に配置しまして、騒音の低減を図ります。

以上の条件で騒音の予測を行った結果を、届出書では9ページに示してございます。

民地境界での等価騒音レベルは、B地点を除く5地点では昼夜ともに環境基準を満足する結果となっております。B地点では、1階の昼間の等価騒音レベルが環境基準を上回る結果となりましたが、地点周辺は現在農地であり、周辺地域の生活環境を保持する上では直ちに支障を生じるものではないと評価されます。

次に、夜間の騒音レベル最大値の予測結果ですが、こちらは、a地点を除いて、基準値を上回る結果となります。ただ、いずれも閉店後の帰宅車両によるものでございますし、自動車走行音以外の音源による影響は、概ね30デシベル未満となっております。現在、それぞれ周辺が農地、事業所であるといったことから、周辺地域の生活環境を保持する上で、こちらの方も支障はないものと評価いたしております。

ただ、周辺地域が宅地化されまして、民家が立地するような際には、当該事業者と協議いたしまして、敷地境界に防音フェンスを設置するなどの騒音対策を検討いたします。

その他の騒音対策としましては、作業中の車両のアイドリングストップ、整理保管による作業時間の短縮、作業員の騒音防止意識の徹底等の対策を講じまして、周辺的生活環境の保全に努めます。

また、ホームセンター棟の方に配置しました外部スピーカーですが、使用は午前7時から午後9時までとしまして、過大な音量にならないように、ボリュームを適宜調整してまいります。

その他の事項としまして、敷地内に緑地を設けまして、景観や街並みづくりに配慮いたしております。

廃棄物につきましては、各棟の方でリサイクルへの取組を行い、廃棄物の減量化に努めます。SM棟の方では食品を取り扱いますので、加工場にはグリストラップの設置を

しまして、日々、清掃に努めるほか、生ごみは水切りしてビニール袋などに密閉して、その日のうちに冷蔵設備のある密閉した廃棄物保管庫に持ち込むなどして、悪臭の発散防止に努めます。

また、周辺は農地でございますので、屋外照明につきましては下方配光型、あるいは片側方向配光型のものを設置しまして、敷地外への光害を防止いたします。

以上、周辺への配慮事項について簡単に御説明させていただきました。御審議の方、よろしく申し上げます。

○会長：はい、ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、（仮称）平和堂新日野店に関する質問は、全てこの場でお願いします。

はい、どうぞ。

○委員：外部スピーカーのことについてお尋ねしたいんですけども、周辺に住宅がないと、こういったところで外部にスピーカーを設けて、何を、誰に伝えるためのものでしょうか。

○設置者：コメリのホームセンター棟に外部スピーカーを設置しておりまして、ホームセンター棟に外売りがございます。屋根なしの商品置き場がありまして、そこにスピーカーを置きまして、店内のアナウンスなどを外売りのところだけ聞こえるような音量で、御案内するという考えています。

○委員：この外部の売り場だけに限ってと。

○設置者：はい。駐車場全体ではなくて、外売りの中だけ聞こえるような音量に調節するという考えています。

○委員：それは、ずっと連続してアナウンスされると。

○設置者：そうです。中にかかっている音楽も含めて、アナウンスも聞こえるという状態です。

○委員：できるだけ、その限られた場所だけ聞こえるように音量を調節していただきますよう、お願いいたします。

○設置者：わかりました。はい。

○会長：他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：営業時間のことですけれど、届出書ではテナント未定の部分についても9時から22時になっていますけど、未定ということは、入店される方はもう全部決まったのでしょうか。

○設置者：今、各社と協議をさせてもらっているところで、お概ね話は詰まっておりますが、決定という段階には至ってはおりません。

○委員：開店の日が2月15日ですね。まだ決まっておられないところもあるんですね。

○設置者：そうです。

○委員：ということは、営業時間帯が9時から22時に当てはまる方が入店されると、そういうことでよろしいでしょうか。

○設置者：はい。

○委員：ありがとうございます。

○会長：他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：交通のことについてお伺いしたいんですけども、1点は、追加で資料をいただいている平和堂と、ナフコとを合わせた交通解析を考えると、車線によっては容量比1を超えるということで、これは警察と協議をして対応することだと思んですが、もう1点は、国道同士の角に店舗があるということで、交差点に近いところに入口がありますね。特に出入口①と④は、①は右折の出庫があって、④は右折の入庫があるというようなことで、交通の安全性とか、特に④などは右折レーンから右折で入ることなので、追突事故なんか心配な気もするんですけども、この図面で言うと、上側(東側)から来る右折車というのは多いのかどうかということと、その右折レーンの入口のところで右折で店舗に入ることに、安全上の対策などを少しお伺いしたいです。

○設置者：右折で入って来られる方、日野の東側の方ですけれども、割合としましては全体の46%ほどで、1時間当たり212台ということで、対向車の間を縫って入っていくには十分な間隔はあるという解析にはなっております。

安全の確保ということですが、東近江署とも話をさせていただいて、ルートをはっきりお客さんの方に周知すると。入口はこう入ってくるという周知をしっかりとやると。あとは、当日に出入口の交通整理員の方が、しっかりとわかりやすく誘導する。

交通を阻害しないような形で、速やかに入場を取り込んでいけばいいだろうと。それをしっかりとやることであると、そういうふうな形で東近江署に指導されています。

○委員：出入口①は右折は出庫のみで、④は入庫のみになっていますよね。

○設置者：はい。

○委員：そうすると、②、③のように、中央線にポールを立てることはせず物理的に右折できないわけではないので、説明上は右折は出庫だけとか入庫だけになっていますが、右折で出入庫できてしまう状態になってしまっていて、車両が輻輳すると危ないかなと思いますので、誘導員にきちんと誘導していただくようなことをお願いします。

○設置者：わかりました。

○会長：他に、ございますでしょうか。

○委員：店舗の配置図で、先ほどのテナント未定のところというのは、別棟1とか別棟2ですか。

○設置者：そこもそうですが、SM棟と書かれている店舗にも弊社と、一部テナントの入店があり、テナントの入店の話は進めておるんですけども、決定には至っていないというところがございます。

○委員：別棟1とか別棟2、これは何ですか。

○設置者：今は飲食店を予定しております。

○会長：よろしいでしょうか。

他、ございますでしょうか。

私の方から。地元の日野町から、近隣地域において同時期に、もう一つ店舗がオープンするという意見が出ておりますので、案内看板の設置とか、そういったことをいろいろと協調しておやりいただけないかなということです。

まず、ホームプラザナフコ日野店とはお話し合いというか、一緒に相談みたいなことはされていますか。それから、今言った案内看板みたいなものを一緒に効率よくやった方がいいと思うんですが、そんなことを計画はされていますでしょうか。

○設置者：ナフコとの相談等は行っておりません。それで、看板等も個別に所轄の警察署等と相談しながら話をさせていただいて、それぞれ御指導がありましたので、それに沿って対応はしていこうというふうに考えております。

○会長：相談しないというのは、何か理由があるんですか。

- 設置者：こちらの方で、届出を先に出させていただいて、その後、ナフコが出店されるということで、県の方から、近くにナフコが出店されますよという話をいただきました。その際に、ナフコの方と何か話をするのであれば、県の中小企業支援課を通して連絡をもらえないかというような話はさせていただいたんですけども、結局、一緒に同席して話し合うとか、そこまではいかなかったということです。
- 会長：平和堂、コメリの方が床面積は大きいので、そちらの方でリーダーシップを発揮していただいて、調整をするというようなこともあってもいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。
- 委員：今の点に関連して、開店の予定日というのはお互いに御存じということでよろしいですか。
- 設置者：届出書等も確認しまして、それで3月ぐらいというふうに認識はしています。あちらも、多分こちらのを御覧になって、ある程度いつぐらいなのかというのを認識されているんじゃないかなと思いますけども、お互いに確認し合った訳ではないので、はっきりしたことはわかりません。
- 委員：結果的には、いろんな事情でずれたりして、それが重なることはあり得ないという理解でよろしいですか。
- 設置者：そこまでは、確認してないんですけども。
- 委員：この書類を見ると、ずれていますけれども、いろんな諸事情があって、万が一重なるというか、オープンときは1週間くらいはお客さんがたくさん来ますので、少なくとも開店のことぐらいは、お互いに情報交換をされておいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。
- 設置者：わかりました。
- 設置者：我々中の方では、時期をずらすようなことは考えています。コメリの方と平和堂の方と。
- 会長：利用者から見ると、新しいものが同時期にできるので、自分の行きたい店と違う店に間違えて入ってしまうなどの混乱がないようにしてあげるのが親切というものだと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。
- 設置者：わかりました。
- 会長：はい、どうぞ。

○委員：小学校や中学校の通学路が周辺道路にあるかと思うんですけども、それについては、学校などと何か話をされるとか、注意に関して何か考えられていることはありますでしょうか。

○設置者：はい。事前に日野小学校、日野中学校にお伺いしまして、計画等の説明をさせていただきました。我々としても、先ほどの説明がありましたように、交通の整理員等を配置して、安全を確保しますということは申し上げましたが、学校の方においても、生徒、児童にも、こちらの方から指導します、という御回答はいただいております。

○会長：よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：SM棟やHC棟に、買い物袋持参を呼びかける、レジ袋についてはマイバッグ・マイバスケットの利用促進を図り、減量に努めると書いてあるんですけど、具体的にはどうするのか。例えば有料にするとかを聞きたいんですけど、いいですか。これをしてもらわないと周りにゴミが散らかったりするので、具体的に聞きたいと思います。

○会長：これについて具体的にあれば、御説明いただければ助かります。

○設置者：我々平和堂の方は、食品のレジ袋は有料化されております。従来、レジ袋無料のときも、エコポイントという、買い物袋御持参の方にはポイントをお付けしますという形で啓発活動を行っておりました。現在は、その制度はなくなったんですけども、引き続き、ポスター等でお客様への買い物袋の御持参の呼びかけということを進めております。それで、周知等々させていただいております。

○委員：それは平和堂ですね。

○設置者：はい。

○委員：それはコメリも含めての対応ですか。

○設置者：コメリは、レジ袋有料化というのは進めておりません。私どもとして、対応している部分は、まず店内に、マイバッグを持参してくださいというポスターを張っております。また、同じく店内放送で、そういった啓蒙もしております。また、レジ袋が必要ないような商品に関しましては、コメリのお買い上げ済のシールを張って、これでもよろしいですかとお聞きしながら、極力レジ袋を使わないということで徹底しております。

○会長：よろしいでしょうか。

○委員：まあまあ。

○会長：目標を決めて、何割ぐらい削減するとか、そういうのがあるといいなと思ったり
しますけど。

他、ありませんでしょうか。

なければ、建物設置者の方には御退席いただければと思います。

今日は、どうもありがとうございました。

(仮称) ホームプラザナフコ日野店

○会長：それでは、続きまして、(仮称) ホームプラザナフコ日野店の建物設置者からの
説明をお願いしたいと思いますので、御案内をお願いします。

本日はありがとうございます。

それでは、(仮称) ホームプラザナフコ日野店の変更届出について、周辺地域の生活
環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

○設置者：概要について説明させていただきます。

(仮称) ホームプラザナフコ日野店ということで、図面をもとに説明を進めさせてい
ただきたいと思います。

お手元の資料で広域見取図というのがあろうかと思えますけども、計画地については、
国道477号の北側に位置しております。最寄り駅としては、近江鉄道の日野駅が少し
離れた場所にあります。周辺見取図でまいりますと、中央に網かけをしておるところ
が本計画地でございます。南側に477号が走っておると。それから、西側に南北に
走ります町道に面した敷地となっております。

次に、建物配置図および来店経路の確認をしようかと思います。建物は平屋建てでござ
いまして、店舗面積は2,375平米、株式会社ナフコ単独の店舗となっております。
業態はホームセンターということでございます。建物配置図で言いますと、左側が北に
向いておりまして、図面右側に縦に走っておりますのが国道、それから図面下側、横に
走っておりますのが町道ということになります。

建物は敷地の北寄りの部分に建てております。その南側ですが、平面自走式の駐車場、
台数としては57台を来客用として確保しております。それから、別途従業員用としま
して17台分がございます。

出入口につきましては、まず国道側に出入口①として1カ所、それから町道側、西側
に出入口②として、合計2カ所の出入口の設定でございます。

駐輪場につきましては、建物の南東側、図面の上寄りの部分に駐輪場を10台ということ確保しております。

それから、建物の東側ですが、荷さばき施設、廃棄物保管施設ということで、こちらの方で作業を行う形となっております。

続きまして、運営に関する内容でございますが、営業時間につきましては午前7時から午後9時まで。駐車場の利用時間帯につきましては、プラス30分とりまして、午前6時半から午後9時半まで、荷さばきは昼間の時間帯、午前6時から午後10時の設定でございます。

次に、駐車台数の関係につきまして説明させていただきます。

本計画については、2,375平米ということで、立地法の指針で当てはめて計算をいたしますと、必要台数は88台になります。しかしながら、ホームセンターという業態から、既存店の状況を鑑みまして、複数の店舗の実態調査を行った結果、必要台数は46台ということで予測を行っております。その関係の資料もお配りさせていただいているかと思っておりますけれども、他店舗の実態調査結果に基づきまして、46台ということで、それに対して57台分の台数を確保するという形で計画をさせていただいております。

交通処理につきましては、来退店経路図という地図があろうかと思っておりますけれども、まず国道の出入口につきましては、西方面から来る車につきましては、手前の交差点を左折しまして、出入口②から右折で入庫する形で考えております。東方面から来る車につきましては、国道の出入口①から入庫するという形で、東西から参りますけれども、それぞれを分離する形で計画をしております。

退店ルートにつきましては、まず西に帰る車については、出入口②から左折出庫しまして、交差点を右折して西の方に帰っていただく。東方面に帰る車につきましては、出入口①、国道から左折出庫で帰っていただくという形で計画をしております。

交通量調査につきましては、直近にございます松尾北交差点の方で調査を行いました。結果につきましては、交差点需要率、混雑度等の大きな変化は見られないということで、影響は少ないと考えております。ただ、先ほどの審議にあったということをお聞きしておりますけれども、平和堂がすぐ近くに出店されるということで、平和堂の増加交通量も乗せた形で検証を行いました。

それによりますと、この交差点の西流入部につきまして、若干高い値が得られております。ナフコとしましては、どうしても国道から東に帰る車については、全てこの交差点の西流入部に入ってまいりますので、他の誘導経路をとるとというのが、事実上困難な立地でございます。

対応としましては、まずこの評価結果が平日の17時台であること、このホームセンターについては休日型の店舗と考えておりますので、平日の17時台にまずピークの来台数、既存店の実績ではございますけれども、この台数が来るとするのは想定しづらいのかなと思っております。また、特に来店が集中されるであろうオープン時につきましては、出入口に交通整理員を配置しまして、適切な誘導を行っていきたいということで考えております。開店後において、滞留というのが構造的に発生するようであれば、また所轄の警察署とも調整しながら、対応の方は検討させていただきたいということで考えております。

あと、騒音の関係につきましては、予測地点を周囲4方向でっております。住宅については、周辺で見ますと、北側に予測地点Aということで計測をしておりますが、こちらに住宅がございます。その他は農地、あるいは商業施設ということでございますが、こちらのA地点、北側について住宅があるということでございますけれども、こちらの地点におきまして、等価騒音レベルについては基準をクリアする内容となっております。また、1カ所、建物の西側で夜間の最大値が45デシベルが基準のところ、46.3デシベルということで、一部超過するところがございます。営業時間は夜間帯はございませんけれども、一部24時間稼働の設備がございます関係から、敷地境界線上では超過しております。しかしながら、住居立地可能な場所というところにおいては、基準内におさまるといって評価をさせていただいております。

簡単でございますけれども、概要について御説明させていただきました。ありがとうございます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

(仮称)ホームプラザナフコ日野店に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと思います。

どなたからでも結構です。よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○委員：騒音の予測地点についてお尋ねしたいんですけども、ある場所は1メートルであったり、ある場所は3メートルであったりと高さが違うんですけども、どうしてこういう高さを選ばれたんでしょうか。

○設置者：予測地点の高さの設定につきましては、敷地の高低差が若干ございます。その関係で、店舗の敷地を基準で考えておりますけれども、敷地境界線上での予測地点などについてはそこを考慮しまして、通常の高さ以外の3メートルというところの値が出ておるといふものでございます。

○委員：同じ1メートルとかでは、測れなかったということですか。

○設置者：計算することは可能ですけれども、実際に影響のある高さで予測をさせていただいています。

○会長：一番厳しいポイントを選んでいるということですね。

○設置者：そうです、はい。

○会長：どうぞ。

○委員：必要な駐車台数は、指針では88台ですね。

○設置者：はい。

○委員：それで、ナフコが調べたら46台だったという表が出ているんですけど、考え方というのはどこが違うのか、よくわからないんです。

○設置者：わかりました。指針では、おっしゃるとおり88台で、既存店調査で言うと46台ということですが、指針の計算式では店舗面積当たりの原単位等の幾つかの数値を掛け合わせて算出されます。算出の式についてはそのとおりですが、ナフコの既存店と何が違うかと申しますと、まず来客数が少ないです。店舗面積当たりの客数ということで数値としては入れておりますけども、まず客数が少ない。しかしながら、逆に、自動車の分担率は非常に高いと考えています。計算としては、99.5%が車で来ると。指針では75%か。

○会長：70%。

○設置者：70%ですね。ですけども、ホームセンターは逆に高い。それから、駐車時間についても、目的買いの特性がございます関係から非常に短いということもございます。一部は少なくなる数値、一部は高くなる数値は出ておりますけれども、それらを

掛け合わせて算出すると、少ない台数で対応可能だということで計算結果が得られています。

○委員：一番大きな相違はどこですか。

○設置者：一番大きく影響したのは、やはり客数です。

○会長：来店客数原単位が半分以下、指針の4割ぐらいですか。

○設置者：そうですね。この指針については、特に業態を問わず国で一律でというものでございますけれども、明らかにスーパーとかドラッグストアとか、ああいうものに比べますと、ホームセンターの客数というのは少ない。逆に、客単価は高いというところもあるかと思えます。

○会長：どうぞ。

○委員：今の話の続きですけど、ピーク的时候、外部駐車場なんか手当てできるような余地が残っていますかということをお聞きしたい。57台を準備しますという話ですけども、その瞬間的な混雑時はどこか外部駐車場を確保しますよというのがあるのか、ないのか。

○会長：もしものときの用心があるかどうかですね。

○設置者：一番混雑するのはオープン時だと思っています。敷地内に従業員用ということで17台分の確保がございまして、特にオープンについては、従業員は別の場所、あるいは、この辺は少ないかもわかりませんが公共交通機関で来るような対応をとりまして、17台分は開放できるような対応をしたいと思っています。オープン以降については、オープン時以上に来るということは、まず考えにくいので、そのときの状況を見ながら対応させていただければと思っています。

○会長：よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員：来退店経路ですけど、西方向から来られる車に関しては、一旦町道に入って、右折で入庫ということで書かれていると思うんですが、しかしながら、この道路の道幅が6.2メートルと国道より半分以下で、さらに通学路も指定されているということで、そこを、入退店の方に注意喚起の看板であるとか通学路は減速とか、そういったものを予定されているかどうか。あと、周囲の学校であるとか、その関係機関と協議できているかどうかお聞きしたいです。

○設置者:通学路に指定されているところがございますが、来店につきましては、入庫は国道からすぐ入れるんですけども、特に出庫につきましては、右折出庫して裏の方に入る事のないように、看板ですとか、オープン時については人による誘導で左折出庫をしていただくよう対策をいたします。右折すると、通学路でもあり、また生活道路の細い道に入ってまいりますので、そちらの方に行かないような対策はとりたいと考えています。

○委員:歩道もないので、そこは対応をお願いします。

○設置者:そうですね、はい。

○会長:よろしいでしょうか。

今の質問にも関連するんですけども、先ほども平和堂の方から説明があったので、お願いをしたんですけども、地元の日野町からの意見として、近隣で大規模小売店舗に基づく別の事業者が同時期に店舗をオープンされるということで、調整の結果、案内看板とかを設置してほしいという話があるんですけども、事業者がお互いに連携しながら案内看板等、あるいは誘導のことも連携し合った方が、交通整理員なんかもお互いに連携し合った方が、よりスムーズに案内できると思いますので、先ほど平和堂も、ナフコの方とは話し合いを持ったことがないとおっしゃっていたんですけども、ぜひ話し合いを持っていただいて、協調してスムーズな交通案内ができるようお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

○設置者:はい、わかりました。

○会長:ぜひよろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

○委員:景観への配慮というところで、建物の壁面の色は景観に配慮するというふうになっていますが、具体的にはどんな色でしょうか。

○設置者:すみません、カラーの図面は用意してないんですけども。

○委員:立面図ではありますが、全体の色は、壁面はどういう色ですか。

○設置者:全体はアイボリー系の外壁に、ブルーを基調としたナフコのロゴが入るというんですけど、正面の看板の部分が少し青くなるかなということで計画しております。アイボリーにブルーの建物ということで考えておりますが、現在検討中です。

○委員:わかりました。

○設置者：あと、開店時期のお話を先ほどいただきまして、平和堂と連携という部分のお話ですけども、私ども日野店の方は、現在開発申請中でありまして、まだ許可がおりていないような状況で、造成工事にも着手しておりません。一方で、平和堂の方は造成工事を完了しまして、鉄骨等々が建ち上がっている状況です。おそらく3月ぐらいには開店するんじゃないかという状況に至っております。

ですので、私どもは、開発許可がおりて造成工事に着手するのは、時期がそれほどかぶってこないんじゃないかなという認識をしておりまして、開発申請の遅れが開店の遅れに繋がっていているんですけども、そういう状況ということはお伝えしたいという部分と、あと、先ほどのお話のように連携できる部分があれば、それはしっかり協調してやっていきたいと思っていますので、それをお伝えしておきます。

○委員：3月ではないということですか。

○会長：3月ではないですね。

○委員：もう少しあとになると。

○設置者：3月末に開店できる目途は立っておりません。

○会長：まだ造成に入っていないということであれば、大分かかるということですね。

○設置者：開発がおりて、造成工事もおそらく2カ月ぐらいかかりますので、そこから建築工事を4カ月みたら、夏ぐらいになっているんじゃないかなと思います。

○会長：書類上は1カ月違いぐらいだったものですから、少し心配をした訳ですけども、実際は違う訳ですね。

はい。

○委員：従業員駐車場の17台という台数の計算の仕方を教えてほしいんですけども、ホームセンターということからすると、正社員の方と、それからパートの方がシフトでやるのが普通ですね。そうすると、シフトの方は交代があるので、もし3交代みたいにするんだったら、そのトータルの人数の3分の2に正社員の数を足したものぐらいじゃないかなと思うんですよ。従業員の駐輪場とか、バイク置場は想定していないので、この17台というのが、そのような考え方の人数に合っているのかどうか。

あと、どういう形で来られることを想定されるのか。この立地からすると、電車とかバスで来るというのはあまり現実的でないと思うので、それで駐車場を想定されるとい

うことは現実的だと思うんですけども、17台の積算としてはどんなふうになるんですか。

○設置者：日曜日のピークで、正社員とパートを含めて10名程度が常時いるような格好で回す形になると思います。おっしゃられたように交代などを考えると、プラス数台と、こういうところが必要になってくると思います。

正社員は、この店舗規模でおそらく2名か3名です。それで、正社員1人につきまして10人のパート、アルバイトさんという計算をざっくりするんですけども、それに当てはめた場合、20人から30人の方が従業員として、ここで働いていただけるようお願いをするんですけども、そういった方々がシフトで交代しながら、1日を分けて働いていただくということで、2交代、3交代、働き方にもよりますが、それでも17人は来ないというようなことでは考えています。おそらく10名ぐらいで毎日ずっと回し続けるということになるんじゃないかと思います。

○委員：そうすると、人数が少しオーバーしますよね。交代もありますので。

○設置者：お休みの方も当然いらっしゃいますし、最大でも10人ぐらいじゃないかなと思います。

○委員：わかりました。

○会長：よろしいですか。

他に、質問はありませんでしょうか。

質問がないようでしたら、質疑応答はこれで終わりにします。

(仮称) ホームプラザナフコ土山店

○会長：続きまして、(仮称) ホームプラザナフコ土山店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。説明をお願いできればと思います。

○設置者：はい。では、引き続き、よろしくお願いいたします。

(仮称) ホームプラザナフコ土山店でございます。また図面をベースに説明させていただきたいと思います。

まず、広域見取図をお開きいただけますでしょうか。当地は、国道1号線の北側に立地をする計画でございます。周辺としましては、もう少し南に行きますと、新名神の甲

賀土山インターが近くにあります。次に、周辺見取図がありますが、敷地は少し西に伸びた形でして、まず南側に国道1号、それから西側は市道に面しております。

次に、建物配置図の御説明でございます。建物は、この敷地の東側に建築しまして、こちらでも平屋建てのナフコ単体の店舗でございます。店舗面積は1,650平米でございます。駐車場は建物の西側、敷地の中央部にございまして、来客用として48台、それから西側に伸びた敷地の部分に、従業員用として20台を確保しております。

出入口につきましては、国道側に1カ所、出入口①。それから西側の市道側に出入口②ということで、合計2カ所の設置でございます。こちらでも少し高低差がございまして、国道から図面でございますとおおり、スロープで降りるような形になります。降りた場所が駐車場の広がる形状になっております。

駐輪場につきましては、国道側に14台、荷さばき・廃棄物につきましては、建物の南側でそれぞれ確保する計画でございます。

次に、運営に関する内容でございますが、営業時間は午前7時から午後9時。駐車場を利用する時間帯はプラス30分とりまして、午前6時半から午後9時半まで。荷さばきを利用する時間帯については、午前6時から午後10時という計画でございます。

次に、駐車台数につきまして御説明させていただきます。指針によります必要駐車台数につきましては、1,650平米ということで65台が必要台数となっております。これに対して、48台の収容台数を確保する訳ですが、こちらにつきましても、特別な事情ということで、他店舗の実態調査から必要台数を算出いたしました。算出結果については、32台というのが必要台数でございます。32台に対して48台分の確保がございました。

次に、経路の関係について説明させていただきます。来退店経路図をお開きいただければと思います。

まず、西方面から来る車につきましては、手前側の交差点を左折しまして、出入口②から右折入庫をする。東方面から来る車につきましては、出入口①から右折で入庫する。

退店につきましては、西に帰る車については西側の出口から左折で出庫しまして、交差点を右折して各方面にお帰りいただく。東側に帰る車につきましては、国道側出入口から左折で出庫しまして帰っていただくという方向別に分離をした経路設定で考えております。

交通量調査につきましては、直近、西側でございます交差点で調査をいたしまして、交差点需要率、混雑度とも大きな変化は見られないということで評価を行っております。

次に、騒音の関係について説明させていただきます。騒音源および予測地点配置図ということでお配りしておるかと思えますけれども、敷地周囲で予測を行っておりまして、周辺の住居につきましては、この敷地の北側、D'地点ということで設定をしております。それから、もう一つ、南側のC'地点、北と南それぞれ1カ所ずつ隣接した住居があるという立地でございます。

営業時間は昼間ということで、等価騒音レベルについては、昼間は問題ございません。それから、夜間の等価騒音レベルでございますが、建物の北側に位置する場所でございますD地点におきまして、基準45デシベルに対して、49.8デシベルという値が出ております。要因については、すぐ横に24時間稼働の排気口がございまして、その直近で検証したことにより超過をしております。しかしながら、直近の住居でございますD'地点におきましては、基準を下回るということで考えております。

それから、夜間の最大値につきましても、同じD地点の直近の境界線上でございますPc地点と、Pb地点、これは建物の東側でございますが、この東側にも排気口がございまして、こちらの2カ所で基準を超過するということで予測をしております。しかしながら、直近のC'あるいはD'地点では基準を下回るということで、生活環境に対する影響は軽微であろうということで評価を行っております。

以上、簡単でございますけれども、概要説明でございます。ありがとうございます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

(仮称)ホームプラザナフコ土山店に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと思います。どなたからでも御質問をお願いします。

はい、どうぞ。

○委員：駐車台数の件ですけど、先ほど説明があったんですけども、サンプル店舗として高島店から黒瀬店まで調べられたんですね。

○設置者：はい。

○委員：これは日野店と同じサンプルですね。

- 設置者：そうです。
- 委員：この店をサンプルとして選ぶということは、何か決まっているんですか。
- 設置者：一応、類似性のある店舗ということで、周辺の状況でございますとか商品構成を加味しまして、若干店舗面積としては相違があるんですけども、この業態について、あるいは立地についてはほぼ同じだろうということで選定させていただいています。
- 委員：しかし、面積は全然違いますよね。日野店は2,375平米で、今回は1,650平米で、規模が大分違うんですけど、それでもこのサンプルを持ってくる訳ですか。
- 設置者：面積によって別のカテゴリーのものを置くかという、そうではなくて、商品構成としては同じ中で、面積の違いというのは、商品の数が少し少ないという形になるんです。言いかえますと、商品構成については同じでございまして、当該2店舗の面積の違いについて、ナフコとしまして大きな相違はないということで、判断をさせていただいています。
- 会長：今の説明でよろしいですか。
- 委員：店が大きくなったらたくさん売れるから、品揃えがよくなりますよね。
- 設置者：はい。
- 会長：でも、この表を見ると、一番安全側というか、必要駐車場台数はたくさん出るようなパラメーターを安全側で選んでやっているので、そう大きな問題はないと思います。
- 設置者：そうです。安全側は全て安全側の数値を選んでおりますので。
- 会長：よろしいでしょうか。
- 委員：はい。
- 会長：どうぞ。
- 委員：P bとかP cが、夜間45デシベル以下に対して、55.6デシベル、55.4デシベルとなっております。それを住宅の直近のC'、D'で測ったら、12.1デシベル、27.4デシベルだから、当面、住環境には支障のない内容でございますけど、いつ家ができるかわからないので、住居が立地した時にはどうなさるんですか。今は、地図を見ていて、D'まで距離がありますし、こっちのC'のところ距離がありますが、近くに家ができないとは限らないので。そのあたり、協議されるのか、どのような対応されるのか。
- 会長：いかがでしょうか。

- 設置者:おっしゃるとおり、音源としましては換気扇レベルの排気ファンですが、それでも数値的にも超過するという現実がございますので、新築される住居の方と話し合いを行うとか、できる対策としましては、小さな音源ですから壁を設けるとか、あるいはファンですから、フードをかけて対応するとかいう形も可能かと思っておりますので、それは相手と相談しながら対応はさせていただこうと思っております。
- 会長:住居が建った場合には、騒音対策をしていただくということですね。
- 設置者:はい。
- 会長:はい、どうぞ。
- 委員:図面で見ると、北側の出入口に一番近いところに、お宅なのかなと思うんですけども、一般の方のお名前が見られるんですが、こちらは一般の住宅になるんでしょうか。
- 設置者:はい、住宅です。
- 委員:そうですか。騒音の専門ではないので、今回とるべきところかわからないんですけど、住宅で言うと一番近い住宅なのかなとは思われるんですが、こちらへは騒音の面とかで何か支障とかは出てこないんでしょうか。
- 設置者:こちらにつきましては、隣のモータースの方が駐車場全体からの音であるとか、作業をするための音の影響が最も大きいということで、この等価騒音レベルについては、Aという地点を設定しています。Aでクリアすれば、こちらのお宅もクリアするだろうという考え方です。昼間はクリアしてしまして、夜間におきましては、駐車場側には騒音がございます。営業時間は昼間の時間帯でございますので、夜、稼働するのは一部の排気口、それからキュービクルという設備だけになりますので、こちら側への影響というのはないというふうに考えます。
- 委員:敷地の中に音源がないのかと思うんですけど、ただ、退店するときの経路で、お宅の前を通るのかなとは思われるんですけども、そのあたりもどうでしょう。一般の来客の方も、北側の出入口から退店されることも想定されているんですね。
- 設置者:はい。それについても、このA地点、そのすぐ上になりますけども、Aでクリアしておれば、住宅側では問題ないということで考えております。
- 委員:もう一つ、来退店経路のところ、南側の出口に関しては左折で出ることしかできないという設定になっているんですけども、この場合、西の方から来られたお客さん

が、来た方向と反対の方に向かって出ないといけない状況になっているのかと思うんですが、このあたり、どこか別で迂回路とかが発生することについては、対処等はあるんでしょうか。

○設置者：ごめんなさい、もう一度おっしゃっていただけますか。

○委員：すみません。西側から来られたお客さんが、また西に向かって出たい方は、同じ西側の出入口から出ていくという想定ですか。

○設置者：そうですね、はい。

○委員：わかりました。

○設置者：経路について説明漏れがございましたけれども、この出入口②については、右折で北側に行きますと生活道路になってまいりますので、こちらは左折出庫を徹底するような形で、図面にも左折出庫誘導看板ということで入れておりますけれども、こちらの方を徹底していきたいと考えております。

○会長：これは、駐車場の敷地の中に、こちらの方面は、こちらから出なさいというのをきちんと指示しないとだめですよ。

○設置者：そうですね。

○会長：それをちゃんとやる訳ですね。

○設置者：そうです。駐車場内にもそういった誘導看板というのは必要になるかなと思います。

○会長：そうですね。間違えて出てしまうと、逆方向になってしまいますので。

はい、ありがとうございます。

他、質問はありませんでしょうか。

質問がないようですので、建物設置者の方には御退席いただければと思います。ありがとうございました。

(仮称) クスリのアオキ幸町店

○会長：それでは、続いて、(仮称) クスリのアオキ幸町店の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○会長：本日はありがとうございます。

それでは、（仮称）クスリのアオキ幸町店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

○設置者：では、御説明させていただきます。

お手元の資料、建物配置図というのがあるかと思います。そちらで主に説明をさせていただきたいと思います。

クスリのアオキ幸町店、東近江市市街地内の国道421号に面したところで、店舗面積約1,200平米のドラッグストアということでございます。

駐車場出入口は、国道に面したところに1カ所、あと敷地の西側に市道がありますが、そこに1カ所、計2カ所で計画しております。お客様は主に国道から利用されるということになりますので、西側の出入口②というところ、これにつきましては事前に警察の御指導もあつたんですが、臨時用の出入口として利用させていただきます。繁忙時とか、そういったときに利用させていただきます。通常時はバリカーといたしまして、車止めのようなもので封鎖しておくということでございます。

来客が集中するこの国道側の隣接交差点2カ所で需要率をチェックしておりますけれども、特に著しい混雑が発生するというようなものではないと思っておりますけれども、お客様の案内誘導に関しましては、チラシでの案内を初め、誘導員の配置、また事前に交通管理者の御指導をいただく中で、円滑な誘導に努めてまいりたいと考えております。

あと、店舗騒音ですけれども、周辺の住宅側、店舗敷地北側に住宅がございます。また、西側にも住宅がございます。南側、東側というのは農地という土地利用になっております。こういった北側、西側への住宅への生活環境保全への配慮ということにはなるかと思っておりますけれども、この住宅側で昼・夜の騒音の等価騒音レベルにつきましては、環境基準を下回っております。

ただ、このお店は午前0時までの営業を予定しておりますが、夜間最大値は、お客様の車の音がどうしても周辺で超えてしまうという結果になりますので、その対策としまして、まず1つ、北側の住宅への影響につきましては、ここで敷地境界に遮音効果のある目隠しフェンスを設置することとしております。これにつきましては、こちらにお住

いの方の御了解、御了承のもと、そういう形で設置をさせていただくということになっております。

西側の住宅への影響につきましては、基本的に西側の出入口、これは臨時用ですので、お客様の少ない夜間の時間帯には閉めてあります。ですから、お客様が利用するという事はないんですが、当然、駐車場を走る車の音の影響というのもございますので、今日お配りしましたA3の資料、ここにも具体的な内容を書かせていただいておりますけれども、この駐車場の西側部分の方にはお客様が入らないように、カラーコーンによって走行規制をさせていただく計画にしております。

また、従業員の駐車場が西側の方にもありますので、これは以前、別のクスリのアオキの店舗の審議の際にも御指導いただいた件でございますけれども、夜間、従業員の車というものについても配慮してくださいよという御指導もいただいております。いわば夜間のシフト、従業員のシフトのときに影響のないところに従業員は停めるといった対策を、このお店についても行ってまいりたいと考えております。

他、深夜営業もございますので、夜間の防犯に関しましては、特に深夜時間帯、従業員による見回り、声かけを徹底してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

(仮称)クスリのアオキ幸町店に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

○委員：かなり騒音が厳しい状態のように見受けられるんですけども、まず西側の方の住宅です。この出入口を規制して、わずかな0.1デシベルという基準を下回るというだけですので、かなり厳しくて、何か少しあれば、すぐオーバーしてしまう状態だと思いますので、もう少し何か考えられませんかでしょうか。

○設置者：そうですね。ということも含めまして、今日お配りした資料、もう少し住宅から離れたところまで走行規制をするという対策で対応させていただいております。

○委員：このカラーコーンと書いてあるもので。

○設置者：はい。

○委員：それをすると、どれぐらいになるんですか。

○設置者：計算まではしてはないんですが、40デシベル程になろうかとは思いますが。この45デシベルのラインが点線で書かれているかと思うんですけども、それよりも離れたところで規制をする訳ですから、これよりもさらに音は小さくなるかと思えます。

○委員：はい。

それから、北側の住宅の西側の方に対して、この遮音壁を建てられるということですが、遮音壁の高さはどれぐらいですか。

○設置者：2.3メートルですね。

○委員：ここでの遮音壁をつくられる対象の音は、駐車場を走行する自動車の音が対象ですね。

○設置者：そうです。

○委員：それから、もう一つ、住宅がこの東側にあるんですけども、この住宅に対しては何もしなくても大丈夫でしょうか。予測も何も書いてないようですけど。

○設置者：一応、遮音壁が計画上は北側の西側住居部分までだったんですが、両方のお宅の方とお話ししまして、こちらの方もつけてくれという御意向もありましたので、東の方にもついております。

ただ、こちらは建物でかなり音は遮られるというところはあるんですが、御要望もありましたので、遮音壁を設置させていただいております。

○委員：こちらのお宅では、換気扇の音に対してはいかがですか。

○設置者：この換気扇は、音そのものがかなり小さいので、特に夜間に基準を超えとか、そういったものではございません。

○委員：それは大丈夫ですか。

○設置者：はい、大丈夫でございます。また遮音効果のあるフードをつけさせていただきます。

○委員：わかりました。

○会長：よろしいでしょうか。

他に、御質問ありませんでしょうか。

はい。

○委員：よくわからなかったんですけども、今日お配りいただいた資料で、このオレンジの下線のところのカラーコーンというのは、夜間にはこのオレンジの線よりも左側のところには、従業員もお客さんも入らないということですか。

○設置者：はい。

○委員：ということは、従業員の車はどうするんですか。

○設置者：今考えておりますのが、従業員さんについては規制する東側に停めていただくという形を考えております。

○委員：お客さんの方は、具体的にはどういうふうにするんですか。つまり、このカラーコーンのところは、夜間の10時以降の騒音に対応するためにやる訳でしょう。

○設置者：はい。

○委員：そうすると、例えば9時ぐらいから、このカラーコーンの左側に停められている車に対して、こっちにどけてくれというふうにお客さんに言うんですか。あと、従業員は、例えば9時とか9時半になったら移すのですか。その辺は、具体的にはどういうふうにするんですか。特にお客さんの方がなかなかややこしいと思うんです。

○設置者：このカラーコーンを立てる30分前ぐらいに、例えば中にお客さんの車がありましたら、30分ぐらい前もって少しずつカラーコーンを立てて、いなくなったのを見計らって埋めていくという形をとる予定はしております。既存店の実態から言わせていただきたいと思うんですけども、その時間帯ですと、お客様はまずこちらの方には停めないということもあります。ほとんどこちらの方に停めているということもありますので、先ほどおっしゃったようなことも含めて、お客様の状況を見ながら、カラーコーンを設置させていただくということになります。

○会長：今のことに関連して、指針による平均駐車時間係数が0.61になっていますので、つまり平均が36分です。ということは、1時間ぐらい車を停めるお客さんもいるし、20分ほどで帰るお客さんもいるということですね。そうすると、1時間以上前にあらかじめ規制しておかないと、その時間にはゼロにならないですね。

○設置者：事前に周知というのですか、お店に少しポスターを張るなり、場合によっては店内放送とか、そういったものでお客様に周知するという方法も含めて、対応してまいりたいと思います。

○会長：カラーコーンを置いたり、外したり、毎日やるんですね。

- 設置者：煩雑な作業にもなろうかと思えますけれども。
- 会長：基本的に置きっぱなしにして、どうしても混むときだけ開けるとか。
- 設置者：実際問題、そういうふうな運用になるかと。
- 会長：そういうふうにした方がいいんじゃないですか。
- 設置者：はい。
- 委員：今の説明でしたら、カラーコーンでだんだんゾーンを狭めるようなふうに聞こえたけど、そうではないのですか。だんだん陣地取りみたいにするのですか。
- 設置者：いや、そこまでは。
- 委員：カラーコーンは置くか置かないかで、一回置いたきりですよ、案内をどうするかは別として。
- 設置者：はい。
- 委員：それだったら、会長が言ったように基本的にカラーコーンを置いておいて、線か何かを入れておいて、できるだけここに停めてくださいとした方が。工夫の余地があると思うが。
- 委員：今のことは多分機能しないと思います。というのは、カラーコーンを置いてしまったら、お客さんは別として、従業員の分をどうするかという問題があるじゃないですか。
- 設置者：従業員は、事前に当然周知できますので、そういった対応は十分に可能でございます。
- 委員：いやいや、お客様の駐車スペースが減るじゃないですか。夜にたくさん来るとは思わないですけども。
- 設置者：来ません。それは実態としてデータがありますので。
- 委員：だから、カラーコーンを常設するとしたら、事実上、その駐車場は閉めるということですね。
- 設置者：そうです。
- 委員：そうすると、色んなことの、つじつまが合わなくなるじゃないですか。
- 設置者：必要駐車台数とは、あくまでもピーク時間での台数だと思うんですね。夜間の利用率はかなり小さいということになりますので。

○委員：もし一部閉鎖を前提とすると、従業員の台数の方が、閉鎖の中に10台あるでしょう。従業員は、ピーク時云々は関係ないので、この車はどこに置くかという話になるじゃないですか。結局、動かざるを得ない訳でしょう。しかも、閉鎖する側に、従来のお客さんの台数が9台ある訳で、合わせて19台が右の方に食い込んでくる訳ですね。そうすると、台数というのは27台。27台はかなり厳しいんじゃないですか。

○設置者：実態からすれば、大丈夫です。

○会長：ピーク時で39台なので、27台でも夜は大丈夫だということですね。

○委員：従業員の方が、本当に毎日、毎日移すのですか。そんなことはできないでしょう。

○設置者：それは可能です。

○委員：従業員さんは、時間帯によって人数が変わらないですか。

○設置者：夜間は少なくなります。

○委員：不可能とは思わないですけれども、それを本当に毎日、毎日やるんだと言われたら、正直、疑問に思います。開店時とか臨時だったらわかりますけども、煩雑なことを本当にやるのかなというのは、少し疑問を持っています。

○設置者：実際問題、パート、社員は全てワークスケジュールという形で、時間帯ごとに作業を落とし込むことをやって店を運用しているんですけども、例えば10分、15分ぐらいの枠の中に車移動というふうなものを、レジを交代するという形で移動しようというふうに考えております。

○会長：はい、結構です。

どうぞ。

○委員：指針による必要駐車台数の39台で、実際には46台ですが、あえて大きくせねばならない理由があるんですか。

○設置者：いえ、大きな理由というのはございません。余裕を持ってということでございます。

○委員：カラーコーンを置くと言いながら、一方でいっぱいとらねばならない整合性がとれていないように思うから、質問したんですけど。

○会長：整合というか、多少は余裕を持って台数を確保するというのもありますね。

これが運用上の余裕になっているという見方もできますから、このぐらいはあってもいいのかなと思います。

他、ありますでしょうか。

私の方から少し質問します。出入口②の方は生活道路になっていますね。3階建てマンションがあつて、多分、通学をする小さいお子さんなんかもいたりするかもしれないので、このあたりは、もし運用する場合には、その辺のことにも注意をして運用していただきたいと思いますが、そこはいかがですか。

○設置者：まず、この出入口②を使うケースというのは、かなり繁忙時になります。そういった繁忙時には当然、誘導員を配置しますので、そういった安全面には十分に配慮していきたいと思います。

○会長：そこは、しっかりお願いできればと思います。

他は、質問ございませんでしょうか。

質問がないようでしたら、これで質疑応答を終わりにしたいと思います。

建物設置者の方には御退席いただきたいと思います。ありがとうございました。

○会長：それでは、ここで5分ほど休憩をします。

15時40分まで休憩させてください。

[午後 3時35分 休憩]



[午後 3時40分 再開]

○会長：それでは、おそろいですので、始めたいと思います。

まず、(仮称)平和堂新日野店の届出内容について、御審議いただければと思います。いかがでしょうか。

ここについては、結果的には半年くらい時期はずれるんですけども、よく似たような店舗が隣接し合うということで、利用者の方も多少混乱するかもしれないし、来退店経路の案内等、少し心配されるところがあります。それと、現在は農地なのであまり問題にならないですけども、騒音が基準を超えるところがありますので、将来住宅が建った場合には注意をしていただきたいというようなことだと思います。その2点くらいかなと思うんですけども、他はありますでしょうか。

はい。

○委員：この平和堂新日野店の案件が最初だったので、特に言わなかったんですけども、後の店舗の方の対応を見ていると、この立地条件からしてみても、従業員とかパートの方が、平和堂に書かれているような公共交通機関または自転車を利用するというのが非現実的だと思うんですよ。

このことをあの場で言えばよかったんですけど、後で聞いてみると、そうじゃないということなので、規模が大きいので、当然従業員の方とパートを含めて多いんですよ。こちらの届出書を見ると、従業員の専用駐輪場が50台設けているということなので、この分を既存の駐車場まで入れてしまうと、指針の台数が足りなくなってしまうのですね。こここのところは、何か事務局の方で前もって聞いているのですか。

○事務局：先生がおっしゃるとおりでございます、我々もその点を少し懸念いたしまして、従業員駐車を別途確保するかどうかを確認させていただいております。そこについては、交渉中ということではありますが、100台の従業員駐車を確保するという予定で進めておられるということを確認しております。

○委員：そうしないと回らないと思います。

今の話というのは、届出書の方には何も担保されていないので、そちらの方では「従業員は原則として公共交通機関または自転車を利用する」と書いてあるけれども、それで難しいときには、そういう対応をされたいみたいなことを付帯意見のところ付けておくということが必要になると思います。今、お聞きしたから、じゃ、そうですかとはいかないですね、筋としては。書類として何もない訳なので。

○事務局：おっしゃるとおりだと思います。ただ、我々もペーパーベースで内容を確認させていただいてはおります。

○委員：結果はそうであっても、審議会としては付帯意見を言って、それに対して、対応したというふうな形にしておかないと、という気はします。

○会長：はい。

そうしましたら、付帯意見として、別途、従業員駐車を確保するとか、あと、オープン時の臨時駐車場もあった方がいいと思いますので、そういった意見を付けるということにしましょうか。

まず、「意見はなし」くらいでよろしいでしょうか。付帯意見として、交通案内の話と従業員駐車場、それから騒音関係、3つくらいは要るということ。

他に、何かありますでしょうか。

なければ、付帯意見としまして、お決まりの文案ですけれども、「近隣した場所に、ほぼ同時期に、別の大規模小売店舗が出店を予定しており、周辺の交通に与える影響が懸念されることから、来退店経路の周知徹底、それから案内看板の設置および交通整理員の配置等の交通対策に努めるとともに、必要に応じて、道路管理者および警察署等関係機関、それから近隣の店舗とも協議をしていただいて、適切な対策を速やかに講じること。」というようなことを1つ目として、付帯意見を付けてはどうでしょうか。

2つ目としまして、店舗面積が1万平米ということもありますし、従業員駐車場が確保されていないので、「店舗面積が1万平米あり多数の来店者が想定されることから、オープン日やセール日など繁忙期には臨時駐車場に停めて適切な収容台数を確保し、さらに従業員駐車場も適切に確保すること。」というのが2つ目です。

3つ目として、「騒音予測において基準値を超える地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意を持って対応・協議し適切な対策を講じられたい。また、将来、当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、遮音壁の設置など必要な手立てを講じること。」というふうに3つの付帯意見を付けるということでもまとめさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。

次に、ホームプラザナフコ日野店、平和堂の隣にできる店ですけれども、届出内容についてご審議いただければと思います。こちらの方は、面積が少し小さ目になります。

これについても、1点目としては、先ほどと同じように、近隣同士なので、お互いに協調しながらやってほしいなということがあると思います。それから、駐車台数は指針を下回っているのですが、想定以外のことが起きた場合には速やかに駐車場を確保してほしいという文言が必要かなと。それから、夜間の最大値が基準を超えていますので、それについても、今は農地が多いのですが、将来家が建てば注意してほしいというような文言、以上、3点ぐらいの付帯意見を付けたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

そうしましたら、また同じような文言になるんですけども、1つ目が、「近接した場所に、ほぼ同時期に別の大規模小売店舗が出店を予定しており、周辺の交通に与える影

響が懸念されることから、来退店経路の周知徹底、案内看板の設置および交通整理員の配置等の交通対策に努めるとともに、必要に応じて道路管理者および警察署等関係機関、それから隣接の店舗と協議し、適切な対策を速やかに講じること。」が1つ目です。

2つ目が、「今回の駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し速やかに駐車場を確保されたい。」というのが2点目。

3つ目は、「騒音の夜間最大値が基準値を超過することから、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には、誠意を持って協議し、適切な対応を講じられたい。また、将来、当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、遮音壁の設置など必要な対策を講じること。」といったような騒音に関する付帯意見ということで、3点を付けさせていただくということで、よろしいでしょうか。

はい。

そうしましたら、次はホームプラザナフコ土山店の届出内容について、御審議をいただければと思います。

ここも同じように指針を下回る駐車場になっております。それと、騒音の点でも基準値を超えるところがあるという2つの点が心配事項かなと思いますが、他にありますでしょうか。

この2点、よろしいでしょうか。

そうしましたら、それに対応して、決まった文句ですけれども、「今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合、または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し速やかに駐車場を確保されたい。」というのが1点目です。

それから、2点目が、「騒音予測において基準値を超える地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意を持って対応・協議し、適切な対策を講じられたい。また、将来、当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、遮音壁の設置など必要な対策を講じること。」お決まりの文

句になりますけども、その2点の付帯意見を付けるということによろしいでしょうか。
はい。

続きまして、4つ目です。（仮称）クスリのアオキ幸町店の届出内容について、御審議いただければと思います。ここについては、駐車場の夜間最大値基準値を超過するので、その駐車場の運用オペレーションが非常に難しいところです。駐車場は指針より少し上回る程度整備されているということです。

○委員：よろしいですか。

ここについては、先ほど届出者の方が口頭で説明された、具体的にどうやるのかとか、そういうことは届出書類には何も書いてないですね。こちらの届出書の方には、「経路8の走行規制を行う」としか書いてない。当日配られた資料にも、通行規制、カラーコーンとしか書いてない訳ですね。議事録といえば議事録があるのかもしれないですけども。実際にやろうと思うと、すごく面倒だと思うんですよ。

また、夜間は駐車台数は現実には少ないかもしれないですけども、そうであれば、例えば夜間は具体的にどのくらい少ないとか、数値みたいなものがないと、感覚的なものになってしまうんじゃないかなという気がするんですよ。

○会長：今の段階では、店舗設置者、事業者側としても、来店者がどのくらい来るかというのが、もしかしたら、結構たくさん来られたりするかもしれないし、あまり来られないかもしれないという中で、数字を示して、こうします、ああしますと言にくい面もあるかもしれないですね。

それをオペレーションで何とかしようということかなと思いますけれども、それがちゃんとうまくできるかどうか心配は心配ですので、具体的にどうなったかということを中心にちゃんと調査をして、その報告をいただくといったような。

○委員：例えば会長のお話にもあったように平均駐車時間係数が0.6ぐらいでしたから、9時ぐらいからやらなかったら回らないですね。だから、9時ぐらいの時点で、最大で何台ぐらい停まっていると、だからできるんだとか、そういうふうな理屈が要るんじゃないかなと思うんですよ。

指針の方には、夜間の場合はこういうふうを考えなさいというふうなものはないという前提でいいんですか。

○事務局：指針そのものには、その点について具体的なことは書かれていません。

○委員：今まで県の審議会で、類似の事例というか、同じようなものはあったんでしょうか。

○事務局：実は前回、クスリのアオキ霊山寺店の御審議をいただきまして、同じように10時以降、騒音の基準値を超えるということで、それへの対策について我々が求めたところ、同じような形で提出をされております。それを踏まえて御審議いただいたということが、事例としてはございます。

それと、先生がおっしゃるように、どこまで厳密に客観的なデータをとるかということとは課題だと思いますけども、感覚的な話になっておそ縮でございますが、既存のこれぐらいの規模のドラッグストアの駐車台数の実態を見ますと、そんなにたくさん停まっているような状況ではないということと、それからここにつきましては、もともと指針に対して7台余裕を持たせた形で駐車台数が設定されているということがございます。そういうことを勘案して、どういう形で対策をとるのかということを出てきた経過がございます。

もう1つは、騒音との兼ね合いを少し考えないといけないと思いますけれども、カラーコーンの設置について、もう1つ左側の区画にずらすというのも、方策としてはそういうこともあるのかなというふうには思っております。

こういう形で、業者の方に説明いただいたと、そういう経過でございます。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：さっきの問題と、もう1つ、遮音壁を延長するというお話も初めて出てきたんですけども、本当なら延長して、もう1つの入口側のお宅の近所も予測が欲しかったんですけど、今からそういうことを言うのは少し厳しいかなと思いますので、とにかく示された対策をしっかりと守って遮音壁を付けていただくということ。

それから、あと問題があれば、しっかりと対応していただくということですね。屋上にある、換気扇だとか、空調の室外機だとか、その辺も少し心配があるんですけども、それも含めまして、こちらの方のお宅は2階建てのようですので、何かその辺のところが少し言及できればと思います。

○会長：開店後、騒音が実際にどうなっているかということを実測していただくなどですね。あるいは駐車場の運用を具体的にどういうふうにしたのかということ、来店者の数とともに調査して報告をいただいて、問題があれば遮音壁をさらに延長するとか増設す

るとか、そういう対策を速やかに講じてほしいみたいなことを付帯意見に付けるという
ようなことで、どうでしょうか。

そういたしましたら、文案を少し読みますと、「騒音の夜間最大値や基準値を超過す
ることから、夜間における出入口②および駐車場の一部閉鎖を計画どおり確実に実施す
るとともに、来店者数とともに駐車場の運営の実態を調査し、明らかにして報告すると
と。さらに、近隣住民から騒音をはじめとする苦情、意見が出た場合には誠意を持って
対応し、騒音を実測するなどした上で、遮音壁の設置等の適切な対策を講じられたい。
それから、将来住宅がさらに建設される等して、また問題が起きた場合には、当該住民
と協議の上、必要に応じて適宜対策を講じること。」文言は少し修正しなければいけな
いかかもしれませんが、概ね今申し上げたような文言で付帯意見を付けるということで、
いかがでしょうか。

付帯意見としては、騒音に関する意見を付けるということで、よろしいですね。

以上で、全ての案件の審議を終えました。

○委員：すみません。今のアオキの方で、これは新設予定日が2月1日になっているん
ですけども、現実はこの日からスタートするんですか。

○事務局：2月1日が確実にどうかというところまで確認はできていませんが、10月
末に我々が現地調査に行きました時点で、建物等はできております。駐車場の舗装等、
外部工事がまだでしたが、そんなに違わない時期にオープンできるのかなというふう
に思いました。

○委員：付帯意見があるのに、その通知が手続的に予定日よりも後になっても、この法
律の仕組み上、やむを得ないという理屈ですか。

○事務局：ここに、新設予定日2月1日と書いておりますのは、あくまでクスリのアオ
キが2月1日にオープンしたいということで書いている予定になってございます。大
規模小売店舗立地法というのは、8カ月の制限がかかります。この届出は7月1日に
出ておりまして、そこから8カ月ということだと、3月1日までとなります。

○事務局：法律上は3月1日ということですが、意見なしの通知があれば、そ
の制限期間というのは解除されますので、オープンができるということになります。

○委員：じゃ、あくまで手続上、県の方から通知が行ってからオープンになるというふ
うな、そこは担保されている訳ですね。

○事務局：意見よりも先にオープンしてしまうと、それは法律違反となってしまいますので。

○委員：わかりました。

もう一点。前のナフコの件ですけども、その類似店舗の実態調査結果という資料が、取扱注意となっているんじゃないですか。これは、届出書というものと扱いが違うという位置付けになるんですか。

○事務局：届出書そのものにつきましては、縦覧をしたり、内容を公表したりさせていただいております。そもそも法律の枠組みでいくと、我々の方でそういう状況があるので、必然的にお願いをしたということでございますので、扱いとして、そのようにさせていただいているところです。

○委員：指針に基づく台数ではなくて、実態の調査をして必要台数を出したというときに、その実態調査をどうやったのかという、詳しいものがこれになると思うんですね。そうすると、これは、そういう指針に基づかないときには当然必要なのかと思ったんですけど。これ全体が提出すべきなのかなと思うんですが。

○事務局：今おっしゃっているのは、両方の交通量予測を加味して計算されているものについてのお話でございますね。もともと指針はその店舗を開設することによって、どのような影響が出るかということが基本でございますので、そのことについての交通予測ということで、当然届出書にその内容を記せということでございますけども、今回は、その実態を捉えて、我々の方で依頼をして、その資料つくっていただいたということでございますので。

○委員：すみません。今、多分違うことのようにですが。

○委員：私が言いたいのはナフコの方です。

○委員：この追加取扱注意と書いてある既存類似店舗実態調査結果という資料、これが届出書に必須の提出書類じゃないのかということをお聞きしておられるんだと思います。

○事務局：縦覧については、根拠資料のもう少し簡易なものが付いております。なぜ取扱注意にしているかということ、かなり店舗ごとの詳しい情報が出ています。ですので、審議会で専門的見地から御審議いただく上では、こういう資料が必要だということで、

ここに取扱注意としてお渡ししているところですが、届出書としては、もう少し簡易なものを付けております。

○委員：ただ、審議会は公開でやっている訳でしょう。

○事務局：公開ですが、この資料自体は委員だけにお渡ししているものです。

○委員：議事次第になっている資料にはもう少し簡単な根拠資料がありますけれども、これは傍聴の方にも配られるものですね。

○事務局：そうです。

○委員：わかりました。

○会長：個別の店舗の売り上げとか、来店者数というのは企業秘密に近いものになりますので、なるべく出さないようにということだと思います。

○委員：競合店とかの関連とか。

○会長：といっても、ないと、根拠もわからないところもあるので、微妙な位置付けの資料になると思います。

ということで審議は終わりました、文言等については先ほど申しあげましたので、細かいところについては、会長一人で取りまとめさせてもらってよろしいでしょうか。
はい。

それでは、審議しました結果を文言修正等して、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事へ答申いたしますので、御了解をお願いします。

それでは、次に、事務局から報告事項等があると思いますので、お願いします。

3 その他

○事務局：それでは、お配りしています議事次第の44ページ以降を御覧いただきたいと存じます。イオンタウン彦根開店後の交通調査に関する資料について御報告を申し上げます。

これにつきましては、昨年10月4日の第3回審議会で御審議をいただきました開店後の交通調査になるわけですが、交通に関する懸念がございましたことから、付帯意見で開店後、設置者に交通調査の実施および報告を行うよう付帯意見を付したところがございます。45ページですが、昨年12月1日に実施された調査でございます、その内容は大きく3つございます。

1つ目が、西方面から外町交差点を經由して来店する車両の追跡調査でございます。これにつきましては、審議会でも議論いただきました西方面から来る車を一旦北上させて、国道8号を南進させ入店させる誘導計画、これが機能しているかどうかというところを検証するものでございます。お配りしたペーパーの写真じゃない方の誘導経路でございまして、これがちゃんと機能しているかということでございます。この調査の結果を見ますと、西方面から来て、途中で誘導どおり北上せずに、外町交差点まで東進して、店舗へ向かう1時間当たりの車両数の最大が11時台の84台ということございまして、届出書に記載されていた西側からの1時間当たりの車両数が最大163台という予測でございました。この予測をもとにいたしますと、約半数の来店車両が誘導計画ではない経路で来店したと思われまます。

2つ目が、2と3で、外町交差点の交通調査でございます。この調査は、イオンタウン彦根の来退店車両が外町交差点の交通量に影響を与えているかどうか、開店後、それを検証するものでございます。まず、開店前のピーク時、16時台の交通量の合計は2,725台、開店後は、同じく16時台の2,784台と微増しております。届出では2,931台になると予測をされておりましたので、それを下回る結果となっております。

次に、交差点の需要率でございますけれども、開店前は0.591であったのが、調査では0.523と減少しております。交差点の信号現示につきましては、県警の管制センターにおいて交通量によって自動制御されるというものでございます。全体として交通量は微増しておりますが、車線によつての交通量が変わっているところもございまして、開店前調査日と開店後調査日の信号現示と車両の交通量の違いによって需要率が減少したものと思われまますけれども、いずれにせよ、開店後に需要率の大きな増加はないということでございます。

3つ目が、4の計画地南西交差点の北進右折滞留長検証でございます。これにつきましては、来店車両が計画地南西交差点を店舗方面へ右折することによって、国道8号の本線に影響を与えていないかを調査するものでございます。先ほど御覧いただいた裏面の写真を見ていただきたいと思ひまますけれども、現況道路の右折滞留長は35メートルですが、ピーク時に右折した車両数等から必要滞留長を計算した結果が37.31メートルで、必要滞留長が不足をしているという結果になってございます。

ただし、この写真でございますけれども、滞留長35メートルに加えまして、テープ長が27メートル、さらにゼブラゾーンが設置をされているという状況で、実態といたしましては、本線に影響を与えるような滞留長には至っていなかったということでございます。

以上の結果を見ますと、誘導経路どおりに来店しない車両も多く発生しておりますけれども、交通への大きな影響は見られないということでございます。県に対しましても、現在までに特段の苦情等はございません。また、彦根市の方にも確認をさせていただきましたが、特段の混乱はないというお話もお聞きしております。ただ、設定ルートと相違して、西側から外町交差点を經由して来店する車両が増えますと、本線に影響を与えるおそれがあるということでございますので、誘導等の措置は必要と考えております。

現在、設置者のイオンタウンに来店経路の調査のためのアンケート調査の実施に向けて検討を進めていただいております。この結果も踏まえる必要があると思っておりますけれども、設置者が引き続き届出書の誘導経路を周知徹底いただくとともに、当課としましても、関係機関と情報共有を図り連携をしながら、必要に応じて生活環境保持の観点から、設置者に対し適切な対応を求めていくことといたしたいと思っております。

以上でございます。

○会長：はい、ありがとうございます。

来店者に対するアンケート調査を実施して、実際のルート別の比率がどうなっているかという調査もやろうとしているんですけども、交通の観測のデータから見ると半分くらいが指定したルートで来ているけど、残り半分は行きやすいところに行ってしまうという現実があります。ただ、滞留長等を見ると、影響は与えてはいないということがわかるという報告でした。

これについて、何か委員の皆さんからの御意見があればおっしゃっていただければと思います。ああいう複雑なルートは、なかなかそうはいかないということですが、実際の影響としては問題なかったということです。逆に、半分くらいの人がああいうルートを通っているというのは本当かなと思っておりますけれども、それはまたアンケート調査で出てくると思います。

何か御意見とか、御質問とかございますか。

このアンケート調査は、いつ頃するとかわかりますか。

○事務局：事業者を確認したところによりますと、1月中にして、2月には報告する予定だということは聞いております。

○事務局：それは少し前の確認ですので、今は実施されているか、終わっているかということは確認できてございません。

○会長：ぜひ実施していただいて、ご報告いただければと思います。

○委員：1から4まであって、4番が一番結果としては大事なのかなと思うんですけど、地点Aの右折滞留長がオーバーしないかどうか。これがオーバーしなければ、一応本線には影響しないと。今回の計算は、あくまで1時間単位で測った数値から出しているもので、当然1時間の中ではばらつきはあります。実態としてこの右折レーンをオーバーしなければ、それでいいと思いますので、そのあたり実際的に車が何台並んでいるとか、もしもオーバーすると、どのぐらいの発生頻度であるとか、そのあたりを少し調べた方がいいかなという気がします。

○会長：台数を細かく数えなくても、見た目で滞留長がこのゼブラゾーンのところにオーバーしているかどうかというのが大事だと思うので、そこを時々、ピーク時に何日間か見てもらおうといいと。

○委員：開店前のバックグラウンドのデータはあるのですね。

○会長：比較できるようなものがあるかどうかですね。

○事務局：それは、右折滞留長のところの話ですか。

○委員：開店前も夕方とかに結構混んでいたんじゃないかなという気はするんです。つまり比較対象があるかどうか。

○事務局：開店前と開店後という意味ですか。

○委員：そうですね。

○事務局：開店前は、事業者の側で直接滞留長を測っているというのは聞いておりませんので、そういう意味で、比較はできないのかなというふうに思っています。

○会長：いずれにしても、大きな影響がないという御報告でした。

○委員：これは、どこが調査したんですか。

○事務局：設置者側が大店法の届出をしたコンサルタントに委託して、当該コンサルタントが調査をしていたということです。

○会長：問題がないかどうか、1年間ぐらいは注意深く見ていきたいという感じはしますよね。

○事務局：少し補足ですけど、これは県土地利用に関する指導要綱に基づいて、関係機関が集まって交通対策会議等も開いておりまして、国道事務所の方から開店後の右折滞留長について影響が出た場合は協議をされたいということが別途指示されていますので、関係機関と連携しながら、しっかり注視していきたいと思います。

○会長：別途、交通対策協議会的なものはあるのですか。

○事務局：今の段階で、引き続きもたれているということではないです。それは、土地利用に関する指導要綱に基づいて開いたものでございます。ただ、当然問題が発生した場合に、どう対処していくかというのは別途ございますので、その辺は彦根市も含めて、いろいろ協議していきたいと思います。

○会長：そういう構えができているということですね。

よろしいでしょうか。

他、御質問がなければ、この件は終わりにしたいと思います。

次に、連絡事項に移っていただけますでしょうか。

○事務局：次回審議会における審議または報告予定案件でございますけども、次回に予定しておりますのは6件ございます。まずは、(仮称)大津市真野複合商業施設でございます。これは真野5丁目でございます。新設でございますので審議必要となるものでございます。

次の(仮称)フレンドマート栗東店でございますが、これは8月7日の第2回審議会において審議をいただきまして新設したものでございますが、その際に、荷さばき時間の24時間を昼間の時間に変更するという発言が事業者からございまして、それを受けてこの変更届が提出をされたということでございます。ですから、実質的にはあまり内容で問題がないのかもわかりませんが、基本的には審議していただく案件に該当しますので、御審議いただくということでございます。

3つ目の、コープぜぜ店でございますけれども、こちらも新設でございます。既にコープぜぜは店舗がございますけど、その店舗を壊して、新設ということで審議を行うということでございます。

それから、右の3つでございますけれども、草津市で営業しているフレンドマート追分店、湖南省で営業してございますプラザマルエス・平和堂甲西店、長浜市で営業してございますフレンドマート湖北店でございますけれども、3店舗とも営業時間を21時から21時45分までと、45分延長し、それに伴い駐車場利用時間が21時30分までから、22時まで延長をするものでございます。

最後のページに、いつも御覧いただいております報告事項にするかの判断基準というものを付けさせていただいておりますが、これの⑦、⑧に該当いたしますものでございますので、我々事前に調査をいたしまして、調査を踏まえまして騒音が専門の委員に御意見をいただいて、最終的には会長と御相談させていただいて、審議案件とするか、報告案件とするかを決めさせていただきたいというふうに思っております。

連絡事項は、以上でございます。

○会長：はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○委員：すみません。教えてほしいのですが、2番目のフレンドマート栗東店の方で、荷さばき可能時間帯を、24時間から縮小しますよね。これであっても、審議をするというのは、昼間の方である程度集中する可能性があるのでは審議するのですか。

基準の①か⑩に該当しないということなので、しないということですが、少し考えると、より時間が短くなるから、しなくてもいいかなという気がしないでもないのですが、今言ったようなことが懸念されるということでしょうか。

○事務局：御確認いただくという性格が強いです。

○会長：基準がもうひとつうまくないのかもしれませんが、そういうことで、少し機械的ですが、よろしいでしょうか。

そしたら、お願いします。

○事務局：次回の審議会でございますけれども、3月下旬での開催を予定していただいているので、また日程の調整等をさせていただきたいと思っております。

4 閉 会

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、これで本日の会議は閉会ということで、よろしいでしょうか。

閉会いたします。

○課長：委員の皆様には、長時間わたりまして御審議を賜りまして、どうもありがとうございました。

今年度もう一回予定をしておりますので、その際に、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

[午後 4時34分 閉会]